

「秋田川反芸妓を応援する会」会則

第1条（目的）本会は、秋田の古き良き伝統文化を復興・継承し、「秋田美人」の象徴を確立させるとともに、秋田の新しい観光資源・ブランドを創造することなどを目標とした秋田川反芸妓の活動の支援を目的とする。

第2条（名称）本会の名称は、「秋田川反芸妓を応援する会」（以下「本会」という）と称する。

第3条（事業）本会は、次の事業を行う。

- (1) 秋田花柳界の育成および資質向上への支援
- (2) 秋田花柳界の広報および宣伝への支援
- (3) 秋田花柳界との連携及び支援
- (4) その他、本会の目的に必要な事業

第4条（会員）本会は、会の趣旨に賛同する次の会員をもって組織する。

- (1) 法人会員
 - (2) 個人会員
- 2 本会に入会を希望するものは、所定の申込書を会長に提出することとする。
 - 3 会員は会長に届け出て本会を脱会することができる。

第5条（会費）会員は、次に定める年会費を納入するものとする。

- (1) 法人会費 1口2万円
 - (2) 個人会費 1口1万円
- 2 会員は、定められた会費を毎年度総会終了後に速やかに納入しなければならない。
 - 3 会員が脱会する際には、既納の会費は返却しない。

第6条（総会）本会の総会は通常総会および臨時総会の二種とし、会長が招集し、その議長となる。

- 2 総会は会員をもって構成する。
- 3 総会は以下の事項について決議する。
 - (1) 事業計画・予算および事業報告・決算
 - (2) 役員を選任
 - (3) 会則の変更
 - (4) その他重要事項
- 4 通常総会は、毎事業年度終了後2カ月以内に開催する。
- 5 臨時総会は、会長若しくは役員会が必要と認めたときに開催する。

第7条（役員）本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

- 2 役員は総会において会員の中から選任する。
- 3 会長は秋田商工会議所会頭が務めるものとする。
- 4 役員は任期終了後も後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行うものとする。
- 5 任期中新たに選任された役員の任期は、その任期の残任期間とする。

第8条（役員）の職務）会長はこの会を代表し、会務を処理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。
- 3 理事は会務を処理する。
- 4 監事は会計を監査する。

第9条（役員会）本会に役員会を置く。

- 2 役員会は第7条の役員をもつて組織する。
- 3 役員会は会長が招集し、その議長となる。
- 4 役員会は総会提出案件および会の運営に重要な事項を審議する。

第10条（議事）総会および役員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は会長が決するところによる。

第11条（顧問）本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長が指名し、総会において承認する。

第12条（任期）役員および顧問の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。

第13条（会計）本会の経費は会員の会費、寄付金およびその他の収入をもって充てる。

第14条（事業年度）本会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第15条（事務局）本会の事務局は株式会社せん内に置く。

第16条（その他）この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、役員会において別に定める。

附 則

- 1 本会則は、平成30年5月24日から施行する。
- 2 設立当初の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、平成30年5月24日から平成31年3月31日までとする。
- 3 本会則は、令和元年5月13日に一部を改定した。
- 4 本会則は、令和4年5月25日に一部を改定した。

以上